

介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品等購入費等補助)に係る岩手県版Q&A(第2版)

分類	No.	照会内容	回答内容	備考
1__補助単価について	1	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの3つのサービスがあります。訪問看護と訪問リハビリテーション事業所番号は共通で、事業所番号は2つです。当センターの補助額はいくらでしょうか。	それぞれの種別で算定いただいて構いません。 訪問看護20万円、訪問リハ20万円、通所リハ20万円の計60万円です。	
1__補助単価について	2	1.訪問介護、通所介護の延べ訪問回数や延べ利用者数の基準はいつになるでしょうか。 2.当法人の訪問介護事業は、令和8年4月から事業所集約でサテライト設置を行います。主たる事業所となる事業所と集約される事業所の延べ訪問回数を合わせて1月あたりの延べ回数を算定してよろしいでしょうか。	1 令和7年4月サービス提供分から令和7年9月サービス提供分までの平均により判断します。 2 サテライト事業所は原則、サービス拠点ごとに指定されるため、それぞれの事業所として補助上限額が適用されますが、令和7年12月26日付け厚生労働省通知No.1455(訪問介護事業所の出張所(いわゆる「サテライト」)の設置について、のとおり一体的な運営が行われる事業所として取り扱う場合は、合算していただいて構いません。	令和7年12月26日付け厚生労働省通知(以下のURLをコピーペーストして、検索の上、No.1455をご覧ください) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)
1__補助単価について	3	補助上限額(P38)についてですが、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護についてそれぞれ上限がありますが、共用型の認知症対応型通所介護の場合にもそれぞれ上限が設定されますか?	共用型認知症デイについても補助対象になりますので、共用施設とは別で補助上限額を算定していただいて構いません。	
1__補助単価について	4	発電機を入所と短期の共有で1台導入を検討しているのですが、このような場合、入所6,000円×60人=360,000円 短期6,000円×6人= 36,000円 合計396,000円の補助が受けられますか? 可能であれば、見積書についてですが1枚でよろしいでしょうか?また、通所と入所で同時に共同購入も可能でしょうか?	併設型の短期入所であれば、お見込みのとおり、396,000円が補助上限額になります。空床利用の場合は本体施設の定員で上限額が算定されます。 特養と短期入所の共有とする発電機を補助対象経費にしたい場合は、見積書を分ける必要はありませんが、定員で按分するなど、特養と短期入所のそれぞれの個票に計上してください。 通所介護事業所が併設されている場合も、共有する施設間で按分した金額をそれぞれの個票に計上してください。 単品で50万円以上する物品は補助対象になりませんので、ご注意ください。	
2__補助対象事業所について	5	下記事業所で「設備・備品等購入費」の申請を行う予定ですが、1事業所で2つのサービス(グループホームと認知症デイ)を実施しています。どちらも申請することが出来ますか。	同一施設内で複数サービスが実施されている場合は、どちらも申請することが可能です。	
2__補助対象事業所について	6	上記事業所につきまして、支給対象者に通所リハビリテーションが挙げられていますが、みなし施設も対象となりますでしょうか?	医療系のみなし指定事業所については、補助対象になりますが、令和7年9月以降から申請時点までに介護施設の利用者がいない場合は、実績がない事業所として、補助対象外になります。	
2__補助対象事業所について	7	*補助対象外として、「空床利用の短期入所生活介護」とありますが、当事業所は定員10名の短期入所生活介護です。特養に空きが出た際にそのベッドを短期入所で使用することで届出しているが、当事業所は補助対象でよいか、補助対象外になるか。	空床利用の短期入所については、申請時点の空床利用状況に関係なく、本体施設の定員で補助額が算定されるため、補助対象外としています。空床利用ではない併設型の短期入所については、補助対象になります。	
2__補助対象事業所について	8	当事業所は病院からのみなしで訪問リハビリに従事しているのですが、病院からのみなしでも今回の支援事業の対象となりますでしょうか。	医療系のみなし指定事業所については、備品購入補助の補助対象になりますが、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、実績がない事業所として、補助対象外になります。	
2__補助対象事業所について	9	新設の法人であり、施設の開所日が令和7年7月1日であるが、基準日(令和7年4月1日)に未開設であっても補助対象になるかご教示願いたい。	基準日(令和7年4月1日)に未開設であっても、申請時点で指定を受けていれば、補助対象になりますので、申請時点の定員で申請願います。	
3__補助対象経費について	10	居宅介護支援事業所と訪問看護ステーションでの経費申請について経費として申請できるものの中にパソコンがありませんでした。スタッフが使用するノートパソコン(35万程度)をそれぞれの事業所で1台ずつ購入したいと考えて説明会に参加しましたが、対象外でしょうか?	単品で50万円を超えない、ノートパソコンであれば、補助対象と考えていただいて差し支えありません。補助を受けて購入したい場合は、交付決定(早ければ4月以降の予定)を受けてから購入されるようお願いいたします。	
3__補助対象経費について	11	サービス継続支援事業のご説明の中の「光熱水費」についてお問い合わせいたします。これは、毎月発生する電気料金も対象としてよろしいでしょうか。それとも、猛暑等の気候変動により通常よりかなり増した分となりますか?	かなり増し分に限定せず、通常発生する料金を対象として構いません。 なお、補助対象になるのは、交付決定日以降(早ければ4月以降の予定)に発生した電気代になりますので、ご注意ください。	
3__補助対象経費について	12	①衛生用品・医療用品の対象又は対象外となるものはどんなものがありますか 吸引器、パルスオキシメーター、聴診器、点滴スタンド等 ②定期的に購入するもの(常在在庫するもの)や経年劣化等による購入も対象となりますか	① 単品で50万円以上する物品でなければ、補助対象になると考えていただいて構いません。なお、補助対象になるのは、交付決定日以降(早ければ4月以降の予定)に購入した物品になりますので、ご注意ください。また、介護保険サービスに対する補助ですので、医療保険サービスに使用される医療用品は補助対象になりませんが、みなし指定により介護保険事業として使用する物品は、対象として構いません。 ② 現在事業所に在庫があるかどうかは問いませんが、定期的に購入することになっている物品や経年劣化等により買い替える必要がある物品についても補助対象にしてください。 なお、単品で50万円以上する物品は補助対象にならないほか、交付決定前に購入された物品も補助対象になりませんので、ご注意ください。	
3__補助対象経費について	13	①光熱水費の申請について、施設で使用する燃料(A重油、灯油等)、電気代、水道代を対象経費として申請して良いか。 ②光熱費を申請する場合、複数月(例えば4月～9月までの電気代を積算して申請)という考え方で良いか。 ③光熱水費の支払いは自動引き落としが多いかと思うが、その場合の支払い証憑は何を提出すれば良いか。 ④物品を購入する場合、業務で使用するスマホ(1台10万円程度)は対象になるか。	①対象経費として考えて差し支えありません。 ②複数月を対象にして構いませんが、交付決定日以降に発生した経費が補助対象になります。 ③例として、電気代、水道代であれば、検針票などの経費の名称と金額が分かるもの、燃料代であれば、給油時のレシートや領収証が考えられますが、それらが保管されていない場合は、口座引き落とし額が分かる通帳の写しやクレジットカード会社が発行する明細の写し(残高など補助に関係しない部分は黒塗りしてください。)等でも構いません。 ④対象経費として考えて差し支えありません。(単品で50万円しないため。)	

介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品等購入費等補助)に係る岩手県版Q&A(第2版)

分類	No.	照会内容	回答内容	備考
3__補助対象経費について	14	3.資産を目的とするものではないという説明をいただきましたが、購入する物品が10万円以上のものになると固定資産となりますが、補助対象となりますでしょうか。(例えば、ポータブル発電機、ポータブル充電器など)	3 単品で50万円未満の物品については補助対象としています。財産処分に関する規定を考慮した取扱いですので、税法上の取扱いとは異なります。	
3__補助対象経費について	15	ア インフル・コロナ検査キット イ 「イナビル吸入粉末剤20mg」 職員の家族がインフルエンザに感染した場合に、職員に投与することにより感染を予防する吸入薬です。職員に感染すると、最低、5日間休ませることになりますが、吸入して勤務してもらおう。感染者が多くなると業務継続できないためのものです。当院では、この吸入薬を使用して、業務に支障が生じないようにしているものです。 ア及びイを 医療用品等で申請可能でしょうか。	介護保険事業所で使用するのであれば、対象経費として申請いただいて差し支えありません。	
3__補助対象経費について	16	「設備・備品等購入補助金」「食料品購入補助金」については9月末までに事業を完了させ、請求書・実績報告書を提出した後の事後清算という解釈でよろしいでしょうか?もしくは前金払請求書の提出により 見込み額が事前に入金されるのでしょうか?	基本的には事後精算により補助金交付する取扱いとしています。9月末はあくまでもメドとして掲載したものであり、請求手続きが令和8年12月までに完了していただければ、9月以降の事業実施も可能です。	
3__補助対象経費について	17	エアコンの設置を検討していますが、ポータブルではないエアコンは対象となりますか?	単品で50万円しない製品を購入される場合は補助対象になりますが、設置工事の費用は対象になりません。	
3__補助対象経費について	18	養護老人ホームにおきまして、利用者が使用しているベッドのキャスターのゴム部分が劣化しております。キャスター交換には、部品代、交換工賃の発生を見込んでおります。今回の補助事業の対象となるのでしょうか。 デイスサービス送迎としてのスタッドレスタイヤの購入については、タイヤ本体価格のほか、作業料金、廃タイヤ処分料金等も補助対象としてよろしいか。 特別養護老人ホーム利用者の生活環境改善として、スイングアーム介助バー(パラマウントベッド社のKS-099AH)やリクライニング型車椅子の購入は補助対象としてよろしいか。 職員の感染予防として不織布マスクの購入は補助対象としてよろしいか。	ベッドのキャスター交換として想定されている部品代、工賃については補助対象として差し支えありません。 タイヤ購入時の作業料金等についても補助対象として差し支えありませんが、サービス継続に関連しないと認められる経費については、審査において補助対象外とさせていただきます。 介助バーや車イス、不織布マスクについても補助対象として差し支えありません。 上記の物品に共通しますが、交付決定日より前に購入された物品や単品で50万円以上する物品は補助対象になりませんので、ご注意ください。	
3__補助対象経費について	19	訪問看護の移動に使用する自動車は、リース契約としております。リースに係る経費は、補助対象となりますでしょうか。	本補助金は、物品購入に係る補助事業であり、リースに係る経費は補助対象になりません。	
3__補助対象経費について	20	遮光カーテンを施設の廊下に取り付けたいのですが、業者より見積をとった際に、取り付け費が含まれています。取り付け費以外の見積を別に取り寄せ取り付け費は補助金以外から支払いをすれば今回の補助対象になりますか。	遮光カーテンについては、取り付け費を含めて補助対象と考えていただいて差し支えありませんので、見積書についてもカーテン購入と取り付け費を合わせたものをご準備いただければと思います。	
3__補助対象経費について	21	介護保険最新情報 Vol.1461(R8.1.14)の対象となる経費に ①夏用タイヤ ②リクライニング車椅子 ③電動ベット 上記、3点について対象経費として認められるかどうかお伺いいたします。	単品で50万円を超えない製品であれば、補助対象と考えていただいて差し支えありません。	
3__補助対象経費について	22	対象経費に水道光熱費・燃料費とありますが、通常時の経費である冷暖房に必要な電気代、重油代も対象となりますか。	猛暑の時期、厳寒の時期ではない、通常時の冷暖房に必要な電気代、重油代も補助対象と考えていただいて差し支えありません。	
3__補助対象経費について	23	以下の物品は補助対象になるか伺います。 対象事業所はデイスサービスを想定しております。 ↓ 添付内容 【設備・備品等購入費等】必要物品案(デイスサービス) ・自動車 ・パルスオキシメーター ・血圧計 ・食品用アルコール(お皿にも使用できる除菌スプレー) ・消毒用アルコール ・介護用グローブ ・マスク ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレトペーパー ・ガソリン(自動車用) ・簡易ベット	介護保険事業に使用される、単品で50万円しない物品は補助対象になりますので、 ・パルスオキシメーター ・血圧計 ・食品用アルコール(お皿にも使用できる除菌スプレー) ・消毒用アルコール ・介護用グローブ ・マスク ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレトペーパー ・ガソリン(自動車用) ・簡易ベット については、補助対象と考えていただいて差し支えありません。 ・自動車 については、資産形成に資するものと考えられるため、補助対象になりません。	
3__補助対象経費について	24	補助対象経費に以下のものは含まれますか。 ・ノーマルタイヤ ・「家庭用」のスポットクーラー、スポットヒーター、加湿器、温水給湯器 ・空気清浄機	単品で50万円しない製品を購入される場合は補助対象になります。	
3__補助対象経費について	25	居宅介護支援事業で除雪機は購入対象になりますか。 3/10から申請開始、申請受付事務局セット予定となっていますが、設置された場合メールなどで告知はありますか。	単品で50万円しない除雪機であれば補助対象になりますが、自動車に類似する製品であれば、資産形成に資するものと考えられるため、補助対象になりません。 申請受付事務局が設置された場合は、岩手県公式ホームページでお知らせする予定です。	

介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品等購入費等補助)に係る岩手県版Q&A(第2版)

分類	No.	照会内容	回答内容	備考
3__補助対象経費について	26	申請の流れのところに記載がある、(P40)「事業実施を順次行い、令和8年9月30日までを目途に終了」とありますが、購入する期間は、交付決定後から令和8年9月30日までか、実績報告提出の12月28日まででよろしいか。具体的には、訪問事業所の充てる経費にガソリン代を考慮しておりますが、その場合4月～10月までとすることはできるかお伺いします。	令和8年12月末までの実績報告に報告可能な経費であれば、補助対象にさせていただいて構いません。	
3__補助対象経費について	27	介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業についての質問ですが、申請用のエクセルの個票の中に、予定の支出額を記載する欄の項目の中に、「使用料及び賃借料」というものがありました。デイサービスの建物を賃借して運営している場合、その毎月の賃借料は対象になるのでしょうか。あるいは、送迎車両や職員の車の駐車場の賃借料はどうでしょうか。また、その際は、添付書類は何を添付するのでしょうか。	本補助金は、物品購入に係る補助事業であり、建物や駐車場の賃借料については、補助対象になりません。個票の「使用料及び賃借料」は、主に有料道路通行料等の移動経費を想定して設けられた欄です。	
3__補助対象経費について	28	介護事業所等に対するサービス継続支援事業【設備・備品等購入費等】の補助金につきまして、通所介護事業所と居宅介護支援事業所の対象経費に電気代も入りますでしょうか。エアコンの燃料が電気となっております。	電気代については補助対象と考えていただいて差し支えありませんが、交付決定日以降に生じた経費が補助対象になります。	
3__補助対象経費について	29	説明会の一例に、3か月分のガソリン代とありましたが、何か月まで認められますか？	令和8年12月末までの実績報告に報告可能な経費であれば、補助対象にさせていただいて構いません。	
3__補助対象経費について	30	・対象経費にある、衛生用品や備蓄物資の詳細品目を知りたいのですが、補助対象の品一覧などはありませんでしょうか？ ・ガソリン代などの経費は事業実施の令和8年9月30日までの料金で対象でしょうか。それとも請求書が間に合えば、令和8年12月まで対象にしても問題ないでしょうか。	・本補助金は、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入費用に充当可能な補助金であり、補助対象経費を限定挙することは考えていません。 ・令和8年12月末までの実績報告に報告可能な経費であれば、補助対象にさせていただいて構いません。	
3__補助対象経費について	31	設備備品の購入(地域密着型通所介護、居宅介護支援)についてですが、水道、電気、ガスの光熱費、ガソリン代も含まれるようですが、その期間については4/1に交付決定した場合、実施期間を9/30までとして、6か月間の光熱費、ガソリン代として申請することができると考えてよろしいですか。	お見込みのとおり、交付決定日以降に発生した経費について、補助対象経費として考えていただいて差し支えありません。	
3__補助対象経費について	32	交付決定日以降に支払いが発生した費用が計上できるという理解でよろしいでしょうか。光熱水費やガソリン代等を計上するにあたり、実際に使用した月の翌月に支払いが発生するので、その整理について教えてほしい。	交付決定日以降に発生した経費について、補助対象経費になりますので、例えば、令和8年4月1日に交付決定がされた場合、令和8年3月15日～令和8年4月14日までの請求書については、令和8年4月1日～令和8年4月14日までの日割計算した額についても補助対象になります。	
3__補助対象経費について	33	当事業所の補助上限が20万円だが、同一商品を複数個申請してもよろしいのでしょうか？ 補助上限の20万円を超える場合、はみ出した金額を手出しすれば20万円が指定口座に振り込まれるイメージで良いのでしょうか？	単品で50万円しないなど、補助対象になる経費であれば、同一商品を複数個申請いただいて構いません。補助上限を超えて申請いただいた場合は、お見込みのとおり、上限額が補助されます。	
4__申請方法について	34	「設備・備品等購入費等」と「食料品購入費等」については別の事業と捉え、それぞれ申請可能なののでしょうか。	お見込みのとおり別事業と捉えていただくようお願いいたします。なお、申請書の中では分けて記載するようにしていますが、申請については、設備・備品、食料品の2種類の事業をまとめて1つの申請書で行うことになります。多くの事業所にすばやく資金交付したく、補助は1事業所(施設)当たり1回までで、かつ法人ごとに申請いただくこととしており、別々で申請することはできませんので、ご理解くださるようお願いいたします。	
4__申請方法について	35	①申請時点で、購入品の見積書や委託契約の金額がわかるもの(委託契約書)の添付が必要と解釈してよろしいか。 当法人の事業所について、来年度から運営主体が変更になる予定です。	①お見込みのとおり参考になる資料をいただいた上で交付申請いただけますが、本補助金は、物品購入に係る補助であるため、物品購入に関係しない委託については補助対象になりません。 活用可能ですが、申請内容(申請者等)の変更のお手続きをお願いする場合があります。	
4__申請方法について	36	目下事業所の廃止届及び指定申請の準備をしているところですが、介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業についてお伺いします。 Q1 介護サービス事業所等の合併又は別法人による事業の承継の場合において、3月に廃止前の介護サービス事業所等として補助金を申請し、4月に新規に指定を受けた介護サービス事業所等において補助金を活用することは可能でしょうか？		
4__申請方法について	37	ガソリン代の過去の請求額についてガソリンスタンドにて一覧で利用金額等出してもらいましたが、事業所の給油ではないものも含んだ記載でした。一覧の中で、事業所での給油は番号の振り分けがあり、記載されているのでわかるのですが提出の際に分かるようにチェック等入れて申請でも問題ないでしょうか？	ガソリンスタンドが作成したと判別可能なものであれば、参考資料として提出いただいても構いません。ご質問のとおり、該当する給油と該当しない給油が混在している場合は、チェックを入れるなどご対応願います。	
4__申請方法について	38	「申請方法に原則、消費税抜きの金額で申請してください。」と記載あることより、全てにおいて消費税は補助対象外と理解してよろしいか。	お見込みのとおり、消費税については補助対象外です。やむを得ず消費税を含めた経費について補助金交付された場合、補助金交付を受けた事業所の確定申告が済み次第、消費税相当額について返還していただくこととなります。	
4__申請方法について	39	ガソリン代の申請について 訪問ヘルパーのガソリン代は自己申告をもとに支給しているため領収書がありません。この場合には別添の表で申請することは可能ですか？	レシート等がない場合、ヘルパーに支給する際に、経理部門が確認するなど支出手続きが取れていると思われるので、支出手続きの決裁文書など、正式な文書であることを確認できるものを併せて添付してください。	
4__申請方法について	40	対象経費を光熱水費、燃料費とする場合 ・その期間は、補助金交付決定後から9月末までの分としてよいか。その際、9月分の支払が10月となった場合も対象となるか。 ・光熱水費の契約が、複数事業所一括で行っている場合、それぞれの実績等は按分してよいか。	お見込みのとおり、交付決定日以降に生じた経費が補助対象になります。12月末までの実績報告に報告可能な経費であれば、補助対象にさせていただいて構いません。複数事業所一括の契約・請求がなされている場合は、参考資料としてご提出いただく実績額を利用者数等で按分してください。	
4__申請方法について	41	下記、入力する法人単位での「支出済額」ですが、対象期間として令和7年度の1年間分の経費として記載してよろしいでしょうか。 また、3月分については、見込みで提出してよろしいでしょうか。	申請・実績報告・請求は法人ごとになりますが、お示しいただいている実績報告書の個票については、事業所ごとに入力していただきます。事業所ごとの個票を一つのエクセルにまとめることで、法人全体の実績額を算定します。 交付決定日より前に生じた経費は補助対象になりませんので、支出済額には、交付決定日以降に生じた経費を記載してください。	

介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品等購入費等補助)に係る岩手県版Q&A(第2版)

分類	No.	照会内容	回答内容	備考
4__申請方法について	42	設備・備品等購入費等と食料品購入費等について特養は両方申請できるという理解でよろしいでしょうか。 (2つの補助金が同時に申請できるかどうか)	特養については、設備・備品補助、食料品補助の両方が補助対象になりますので、同時に申請いただくことが可能です。	
4__申請方法について	43	・介護事業所単位で算出の上申請してよろしいか ・備品購入では複数品目で補助額を超えない範囲でよろしいか ・補助額を超える申請場合(消費税や運搬費などで)法人持ち出しと考えるとよろしいか ・見積書は通販サイトのコピーでも可とありますが、その通りでしょうか。	・事業所単位で申請してください。一建物で複数事業を実施している場合は、それぞれの事業所について補助が可能です。 ・補助上限額を超えて申請していただいて構いませんが、上限を超える額については、事業所負担になります。複数品目を計上可能です。 ・見積書ではなく、製品の概要や金額が分かる通販サイトのコピーでも代用可能です。	
4__申請方法について	44	電気料金の場合、見積書は必須でしょうか？ 電気料金は契約に基づく料金となっております。また、領収書は銀行の振込受付書で代用可能でしょうか？取引先ごとの領収書徴収が必要でしょうか？	電気代を補助対象にしたい場合、電気料金の明細書等を添付いただくようお願いします。領収書、請求書、納品書等のうち、補助対象経費の内容、金額等が判断できる、いずれかの資料で審査することを想定しています。	
4__申請方法について	45	サービス継続支援事業費補助金について、資料提出に関して下記の資料で良いか確認です。 ・設備・備品購入費 ⇒ 水道光熱費で申請 電気料金の明細書 3ヶ月分 12月～2月分 ・食料費 ⇒ 入居者の給食費で申請 給食委託業者請求書 3ヶ月分 12月～2月分 上記の考えで大丈夫でしょうか？	お示しのとおりの添付資料で申請いただいて構いません。	
4__申請方法について	46	現在備蓄品購入に補助金充当することを検討しておりますが、以下ご確認よろしくお願いたします。 1. 同一敷地内で複数のサービスを一体的に運営している事業所の場合、サービスごとの申請は可能でしょうか。例えば事業所番号同一の場合は一つのサービスのみ申請可など 2. 購入・納品のスケジュール → 交付決定通知書発行後の購入・納品など 3. 実績報告書提出時の添付書類 → 納品書+領収書など	同一施設内で複数サービスが実施されている場合は、種別毎に申請することができます。補助対象になるのは、交付決定日以降に生じた経費ですので、購入・納品は、交付決定通知が届いてから(または、交付決定日の確認ができた後)行ってください。実績報告時の添付資料は、領収書、請求書、納品書等のうち、補助対象経費の内容、金額等が判断できる、いずれかの資料で審査することを想定しています。領収証等の原本は不要で、写しなどをメールでご提出いただけます。	
4__申請方法について	47	電気代等見積書が添付できないもので、領収書が複数施設一括となっている費用について補助を受けたい場合、事業所ごとの所要額の算出方法に定めはあるか。また、申請時に添付する書類について、一括の領収書以外に必要なものはあるか。	電気代等複数サービス分を一括で支払っている場合は、定員で按分するなどして、過去の実績額を算定の上、その実績額を参考資料として添付していただければと思います。按分方法に特に定めはありません。	
4__申請方法について	48	①説明資料の中で例として3か月分のレシートとありますが、これは連続した月の3か月分でしょうか？それともばらばらの月のレシートでもよいということでしょうか？ ②補助金申請書をメールで送った際、受け取った旨の返信をいただくことはできないのでしょうか？いつもちゃんと送ってあるか不安のため。	①特に支出が多い月をピックアップする必要があるなど、特段の理由がなければ連続した3か月のレシートをご提出ください。 ②限られた人員で審査事務を行う必要があるため、申請受付時のメールは送付しない見込みです。	
4__申請方法について	49	・ガソリンが3か月分支給できるとセミナーで話があったのですが、3か月以上の申請はできるのでしょうか。6か月分申請できた場合、6か月分のレシートを用意すればよろしいでしょうか？	・3か月はあくまでも例なので、6か月分申請いただいても構いません。6か月分のレシートをご用意いただいても構いませんが、直近1か月分のレシートをご用意いただき、その額×6か月分というように申請いただいても構いません。	
4__申請方法について	50	申請時に購入したい物品のカタログの写しなどを添付することとなっておりますが、在庫状況等の理由により全く同じものが購入できない場合、同じような機能であるがメーカーや価格、数量を変更して購入することは可能か？	交付決定後に申請した物品等が購入できない場合、補助事業の目的の変更及び補助金額の変更を伴わない変更であれば、特に変更の交付決定は不要ですが、数量を変更したい場合は、変更交付決定が必要です(災害備蓄飲料水100ℓ分～150ℓ分など)。また、数量に変更がない場合であっても、対象経費が補助上限額に満たない場合、入札等で補助額が変更される場合は、金額を確定させる手続きが必要なので、変更交付決定が必要です。	
4__申請方法について	51	①計画と実績が商品、単価、数量全て一致する必要があるか ②同一の種類であれば商品の型式、数量などが実績で変わってもよいか(サーキュレーターのスペックを落として数量を増やすなど) ③計画と別の種類の経費を実績としてよいか(計画は断熱カーテンとして実績は飲料水にするなど)	金額については入札による減額や値上がり踏まえた増額が想定されるため、補助額に変更がない限り変更交付申請は不要です。また、計画時に提出した資料と同等の品であれば、メーカーや型式が変わっても構いません。一方で、数量の変更については、計画の変更にあたるため、変更交付申請が必要です。計画とは別の経費を実績とする場合(断熱カーテンから飲料水に変更するなど)についても同様に変更交付申請が必要です。	
4__申請方法について	52	①ガソリン代で申請する場合に、11月から1月の実績で申請金額を精算した場合、実際には、11月から1月の単価と比較しても値上がりになっている状況で流動的だと思います。その際は、申請時の単価と交付決定後の単価に差が生じた際は、変更交付申請を提出する必要があるのでしょうか。 ②需用費にタイヤ代とガソリン代の合算で申請した場合に、内訳と差が生じた場合にも変更交付申請を提出する必要があるのでしょうか。例えば、上限40万円申請額が41万円、内訳がタイヤ代210,000円とガソリン代200,000円(5ヶ月分)⇒タイヤ代210,000円とガソリン代200,000円(3ヶ月分)となった場合、電気代300,000円(3ヶ月分)と水道代120,000円(3ヶ月分)⇒電気代300,000円(4ヶ月分)と水道代120,000円(5ヶ月分)となった場合。 ③需用費等、項目内でのやり繰りは、できないのでしょうか。	①単価変動をもって変更交付申請が必要になることは想定していませんが、当初申請において、補助上限に満たない交付申請額で交付決定されている場合は、単価変動により補助額が変わりますので、変更交付申請が必要です。 ②補助対象月数を変更する場合は、短縮する場合であっても変更交付申請が必要です。 ③需用費で交付決定を受けていたが、備品購入費で別物品を購入するなど、科目間のやり繰りをするなど、需用費の中で別の物品を購入するなど、科目内のやり繰りすることは、認められませんので、当初の交付決定と異なる取扱いを望む場合は、変更交付申請が必要です。	
5__その他	53	予算に達し次第、申し込み締め切り、となっておりますが、その予算はいくらでしょうか。	介護事業所等に対する介護サービス継続支援事業(設備備品に対する補助)については、2億8400万円を計上しています。 介護施設等に対する介護サービス継続支援事業(食料品に対する補助)については、2億4400万円を計上しています。	